

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 新旧対照表（案）

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領（新）	茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領（旧）
第 1 章 総則 （略） 第 3 章 医療等の給付 12 医療の給付 （１）県は、医療手帳保持者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による被保険者、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者及び介護保険法の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下 12 において同じ。）が疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等として環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるものを除く。16（２）を除き、以下同じ。）について、医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）の医療を受けたときは、その者に対して当該医療に要した費用の額を限度として医療費を支給する。ただし、<u>当該医療について他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付</u>	第 1 章 総則 （略） 第 3 章 医療等の給付 12 医療の給付 （１）県は、医療手帳保持者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による被保険者、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者及び介護保険法の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下 12 において同じ。）が疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等として環境省が検討会の意見を聴いて別に定めるものを除く。16（２）を除き、以下同じ。）について、医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）の医療を受けたときは、その者に対して当該医療に要した費用の額を限度として医療費を支給する。ただし、<u>当該医療について他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付</u>

を受けている場合、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

（２）（略）

第６章 精神発達調査

19 精神発達調査の対象者

（略）

（３）県は、（２）の規定により精神発達調査同意書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該精神発達調査同意書を環境省に回付するものとする。

20 精神発達調査の実施

（略）

を受けている者を除くものとする。

（２）（略）

第６章 精神発達調査

19 精神発達調査の対象者

（略）

（３）県は、（２）の規定により健康管理調査同意書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該精神発達調査同意書を環境省に回付するものとする。

20 精神発達調査の実施

（略）